

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月29日
【会社名】	株式会社いい生活
【英訳名】	e-Seikatsu Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 中村 清高
【本店の所在の場所】	東京都港区南麻布5丁目2番32号 興和広尾ビル
【電話番号】	03 - 5423 - 7820 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 CFO 塩川 拓行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南麻布五丁目2番32号 興和広尾ビル
【電話番号】	03 - 5423 - 7820 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 CFO 塩川 拓行
【縦覧に供する場所】	株式会社いい生活 大阪支店 (大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪 タワーA) 株式会社いい生活 福岡支店 (福岡県福岡市中央区天神一丁目11番17号 福岡ビル) 株式会社いい生活 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦二丁目4番3号 錦パークビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日に開催された当社第16期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金3円50銭

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行を目的として、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

また、経営の機動性を高めるため、定款第29条（重要な業務執行の委任）を新設する。

さらに、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定、及び業務執行取締役等でない取締役の責任を法令の定める額に限定する契約を締結できる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）を新設する。

その他、字句の修正及び上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、中村清高、前野善一、塩川拓行、北澤弘貴、及び松崎明の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、平野晃、大町正人、社本眞一、高原正靖の各氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額500百万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額200百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

前日までの事前行使個数及び当日出席を含めた議決権行使個数 50,812個

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権・無効 (個)	可決要件	決議の結果及び (賛成の割合)
第1号議案	50,379	215	2	(注)1	可決(99.09%)
第2号議案	50,265	329	2	(注)2	可決(98.87%)
第3号議案				(注)3	
中村 清高	50,188	381	27		可決(98.77%)
前野 善一	50,188	381	27		可決(98.77%)
塩川 拓行	50,197	372	27		可決(98.78%)
北澤 弘貴	50,193	376	27		可決(98.78%)
松崎 明	50,216	353	27		可決(98.82%)
第4号議案				(注)3	
平野 晃	50,223	373	0		可決(98.78%)
大町 正人	50,223	373	0		可決(98.78%)
社本 眞一	50,219	377	0		可決(98.78%)
高原 正靖	50,211	385	0		可決(98.76%)
第5号議案	50,181	415	0	(注)1	可決(98.70%)
第6号議案	50,175	421	0	(注)1	可決(98.69%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の大株主分の集計により可決の要件を満たしていたことから、株主総会当日出席の一部の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上